

○国土交通省告示第七百九十八号

航空法施行規則の一部を改正する省令（令和六年国土交通省令第九十八号）附則第二条の規定に基づき、航空法施行規則第一百五十四条第四項の規定により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備しなければならない飛行機であつて、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備することが困難な型式のもの及び当該飛行機が、同項の規定にかかわらず、同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備しなくてよい期間を指定する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年六月三十日

国土交通大臣 金子 恭之



航空法施行規則第百五十条第四項の規定により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備しなければならない飛行機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備することが困難な型式のもの及び当該飛行機が、同項の規定にかかわらず、同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機を装備しなくてよい期間を指定する告示の一部を改正する告示

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百五十条第四項の規定により同項に規定する遭難追跡装置又は航空機用救命無線機（以下「遭難追跡装置等」という。）を装備しなければならない飛行機であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由により遭難追跡装置等を装備することが困難であるものは、次の表の左欄に掲げる型式の飛行機とし、当該型式の飛行機が遭難追跡装置等を装備しなくてよい期間は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間とする。



型 式	期 間
ボーイング式 7 7 7 F 型	令和 7 年 1 月 1 日から令和 8 年 1 2 月 3 1 日まで

附 則（令和八年六月三十日）

この告示は、令和八年七月一日から施行する。